

## 名古屋姉妹友好都市ロゴマーク使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、名古屋姉妹友好都市ロゴマークを使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (使用承認の申請)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ名古屋姉妹友好都市ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を名古屋姉妹友好都市協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、名古屋市が主催する事業に使用する場合は、申請は不要とする。

### (使用承認基準)

第3条 名古屋姉妹友好都市協会は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、審査の結果、当該使用が姉妹友好都市交流の推進に寄与すると認めるときには、使用を承認し、「ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）」を交付するものとする。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、名古屋姉妹友好都市協会はこれを使用させないものとし、「ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）」を交付するものとする。

- (1) 姉妹友好都市提携の趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 姉妹友好都市交流事業又は関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (3) ロゴマーク製作者、名古屋姉妹友好都市協会及びその構成員の社会的評価、イメージ、品位を損なう恐れがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (5) 特定の個人、企業又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (6) 不当な利益を得るために利用される可能性がある場合
- (7) 第5条に定める事項を遵守しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) その他、承認することが不相当と認められる場合

### (使用承認後の手続き)

第4条 使用承認を受けた者は、ロゴマークを使用する物品の配布・公表前に、その完成品を名古屋姉妹友好都市協会に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

### (使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、ロゴマークのデザインを改変しないこと。
- (2) 承認された権利を第三者に譲渡または転載しないこと。
- (3) ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (4) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (5) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、名古屋姉妹友好都市協会は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消)

第6条 名古屋姉妹友好都市協会は、ロゴマークの使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 前項の取り消しは「ロゴマーク使用取消通知書(様式第4号)をもって行う。

3 名古屋姉妹友好都市協会は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

4 使用者は、前項の措置を受けた場合ただちに当該措置に係る求めに応じなければならない。

5 名古屋姉妹友好都市協会は、承認を得ずにロゴマークを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

6 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料)

第7条 使用承認を受けた者に対するロゴマークの使用料は無償とする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間は、申請書に記載する時期までとする。ただし、名古屋姉妹友好都市協会が承認時にそれ以外の使用期限を付する場合がある。

(損失補償等の責任)

第9条 名古屋姉妹友好都市協会は、ロゴマークの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 第2条の規定にかかわらず、他の手続による使用承認申請を名古屋姉妹友好都市協会が認めている場合においては、この規程の手続によらないことができる。

2 この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いについて必要な事項がある場合には、名古屋姉妹友好都市協会が別に定める。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。